

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、持続的発展を達成するため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立っており、具体的には取締役会の活性化、監査体制の強化、ディスクロージャーの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2】

当社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳は実施していません。今後、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を注視し、一定の割合になった段階で議決権電子行使プラットフォームの利用や英文招集通知の発行を検討してまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、情報開示に関して、下記のとおり実施しております。

() 経営理念及び経営戦略については、ホームページにて公開しております。

<http://www.nanyo.co.jp/jp/ci/message.html>

<http://www.nanyo.co.jp/jp/ir/task.html>

中期経営計画につきましては、策定はしておりますが、現状開示はしていません。開示につきましては今後の検討課題といたします。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

() 当社の役員報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、有価証券報告書にて開示しております。

() 取締役候補の指名にあたっては、法定の要件を備えた上で、以下の要件を備えた者を選任することを「役員規程」にて規定しております。

- (1) 高い倫理観・誠実性・価値観を持っていること
- (2) 長い実践経験と高い専門能力を持ち高度な経営判断が出来ること
- (3) 専門領域だけでなく、幅広く経営全般に対する知識を持つこと
- (4) 株主を始めとする利害関係者全体に対する強い責任感を持つこと

また、選任にあたっては、取締役会の推薦を受け、株主総会の決議により決定しております。

株主総会における選任決議については、監査等委員会よりの選任についての意見を踏まえた上で実施しております。

監査等委員である取締役の選任については、併せて業務執行者からの独立性の確保を選定基準としております。また、監査等委員である取締役の選任議案を株主総会に提出する際には、監査等委員会の同意を得ることとしております。

() 社外取締役と同様に、取締役の選任・指名についての説明を株主総会参考書類の選任理由として記載することにつきましては、検討課題といたします。

【補充原則3 - 1】

当社は、英語版のホームページを作成しており、経営理念、経営戦略等英訳し、公表しております。適時開示情報については、自社の株主における海外投資家等の比率が低いことから、英語での情報の開示・提供は行っておりませんが、今後の海外投資家等の比率を注視し、一定の割合になった段階で、英語での情報の開示・提供について検討してまいります。

【補充原則4 - 1】

当社は、中期経営計画について策定し、結果の分析については次期以降の計画に反映させておりますが、その内容については公表いたしていません。

中期経営計画の公表及び結果の分析についての株主への説明については、今後検討してまいります。

【原則4 - 2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、迅速かつ的確な経営判断を行うために少数の取締役で取締役会を構成しており、毎月開催する定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会や取締役が中心となって事業計画の立案等を行う経営会議等を通じて重要事項を付議し決定いたしております。また、グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれ責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、経営環境の変化に対して迅速な対応をはかるべく執行役員制度を導入するほか、ITの活用を推進し、取締役へ迅速かつ正確な経営情報の提供を行うことにより適切なリスクテイクを支える環境整備を行っております。

報酬については、株主総会において決議された総額の範囲内で会社の業績等を総合的に勘案して個別に決定いたしております。なお、取締役へのインセンティブ付与に関しては、検討は行っているものの、現在実施する予定はありません。

【補充原則4 - 2】

当社は、経営陣の報酬を、固定報酬としての役員報酬と、業績連動型の役員賞与とで構成いたしております。

中長期的な業績と連動する報酬、現金報酬と自社株報酬との割合の設定につきましては、今後必要に応じ適切な制度設計を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、関係会社の株式を保有するほか、取引先、取引金融機関、地場企業との連携強化のため政策保有目的で株式を保有いたしております。

関係会社を除く主要な政策保有株式に関しては、取締役会において必要に応じ保有目的、合理性につき検証を行うこととしております。

また、当社が保有する株式に係る議決権行使にあたっては、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値の向上を期待できるか等を総合的に判断し、その行使に係る判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員が競業取引及び利益相反取引、関連当事者取引を行う場合には、監査等委員会の審議、承認を得た上で、取締役会での審議、決議を要することとしております。

また、当社及び子会社の役員に対し、関連当事者に関する確認書の提出を求め、自身及び近親者、代表となっている法人、過半数の議決権を有する法人等の関連当事者との取引の有無について、每期確認を実施しております。

【補充原則4-1】

当社は、経営の意思決定機関としての取締役会においては、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた事項等当社の重要事項を決定し、必要に応じて取締役が中心となって事業計画の立案等を行う経営会議等を通じて重要事項を付議し決定いたしております。また、グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれ責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、経営環境の変化に対して迅速な対応をはかるべく執行役員制度を導入し、迅速かつ確かな経営判断を行う体制を整えております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、3名の独立社外取締役(監査等委員である取締役)を選任しております。企業法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有する弁護士および会社経営を行い企業経営に対する十分な見識を有する経営・財務コンサルタントから構成され、独立した客観的な立場から実効性の高い監査監督を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、証券取引所が定める独立役員の資格を満たし、一般株主と利益相反を生じるおそれのない者を独立社外取締役に選定しております。候補者の選定にあたっては、上記の条件と併せ、独立した立場から当社経営の意思決定の妥当性を確保するための知見を備えた者であるか、取締役会にて審議検討することとしております。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、取締役7名(監査等委員である者を除く。)、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)にて構成されております。各事業に精通し、十分な知見を有する取締役、企業法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有する弁護士および会社経営を行い企業経営に対する十分な見識を有する経営・財務コンサルタントである社外取締役から構成され、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮に入れた構成となっております。

なお、定款により、取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は14名以内、監査等委員である取締役の員数は4名以内と定めております。

【補充原則4-11】

当社は、「取締役会規程」にて、取締役が他の会社役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を定めております。

直近の取締役の重要な兼職の状況については、「第63期定時株主総会招集ご通知」(平成29年6月8日公表)の事業報告及び株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-11】

当社は、監査等委員会が年1回、各業務執行取締役に業務執行状況を書面にて確認する方法や四半期に1回各業務執行取締役にヒアリングを行う方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。その結果、当社取締役会において問題となる事項は認められず、概ね適切に機能しており、実効性が確保されていることを確認しております。

【補充原則4-14】

当社は、取締役として期待される役割・責務を適切に果たすため、長い実践経験と高い専門能力を持ち高度な経営判断が出来る者、専門領域だけでなく、幅広く経営全般に対する知識を持つことが出来る者及び高い意識を持ち自己研鑽に励む者を取締役として選任しており、必要な知識習得にあたっては、原則取締役の自主判断に委ね、当社はそのために必要な支援を行うこととしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みにつき、下記のとおり考えております。

- () 経営企画室がIRに関する業務を担当し、管掌取締役が株主との対話全般の統括を行っております。
- () 経営企画室が中心となり当社各部署と情報共有を密に行い、能動的に有機的な連携が取れるよう体制を整えております。
- () 証券取引所が主導するIR活動に積極的に参加し、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機会創出に努めております。
- () 株主との対話の内容については、経営企画室管掌取締役が必要に応じ取締役会に内容の報告を行い、対応の検討を行うこととしております。
- () 株主との対話にあたっては、当社「内部者取引防止規程」の定めにより、情報管理を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--------------|----------|-------|
| 九州理研株式会社 | 388,300 | 5.86 |
| 武内 徳夫 | 334,335 | 5.05 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 315,700 | 4.77 |
| 株式会社三井住友銀行 | 314,500 | 4.75 |
| 白江 やす | 221,758 | 3.35 |
| 山崎 梨影 | 221,758 | 3.35 |
| 株式会社福岡企画 | 193,600 | 2.92 |
| 武内 禮次 | 183,868 | 2.77 |
| 第一生命保険株式会社 | 177,800 | 2.68 |
| 長谷川 猛夫 | 157,244 | 2.37 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第二部、福岡 既存市場

決算期 3月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 18名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 11名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 和智 公一 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 灘谷 和徳 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 奥田 貴介 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|--------------|--|
| 和智 公一 | | | | 和智公一氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、これらの知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任いたしております。 また、同氏は当社の主要取引先、主要株主のいずれも該当しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしております。 |

| | | | | |
|-------|--|--|--|---|
| 灘谷 和徳 | | | | <p>灘谷和徳氏は、長年に亘る経営・財務コンサルタントとしての経験から、財務及び会計に関する知見を有しており、これらの知見を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任いたしております。</p> <p>また、同氏は当社の主要取引先、主要株主のいずれも該当しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしております。</p> |
| 奥田 貫介 | | | | <p>奥田貫介氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、これらの知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任いたしております。</p> <p>また、同氏は当社の主要取引先、主要株主のいずれも該当しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしております。</p> |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|----------------------------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 4 | 1 | 1 | 3 | 社内取締役 |
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり | | | | |

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を専属して補助する使用人は設置していませんが、内部監査室は監査等委員会の補助として、監査等委員会の要望した事項の内部監査を必要に応じて実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。また、監査等委員会の事務局は人事総務グループが担当いたします。

なお、内部監査室は、監査等委員会の要望した事項の内部監査については、取締役(監査等委員である者を除く。)の指揮命令を受けず、また、その人事については監査等委員会の同意を必要としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容についての説明を受けるとともに、意見交換を通じて連携をはかります。また、内部監査室は2名で構成しており、監査等委員会の補助として、監査等委員会の要望した事項の内部監査を必要に応じて実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 3名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たしている社外取締役3名すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関しては、検討は行っているものの、現在実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期における当社の取締役及び監査役の報酬等は下記のとおりであります。

1. 取締役(監査等委員である者を除く。)(社外取締役を除く。)
報酬等の総額 138百万円(基本報酬 67百万円、賞与 60百万円、退職慰労金 11百万円)
対象となる役員の員数 9名
2. 取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)
報酬等の総額 5百万円(基本報酬 5百万円)
対象となる役員の員数 1名
3. 監査役(社外監査役を除く。)
報酬等の総額 1百万円(基本報酬 1百万円)
対象となる役員の員数 1名
4. 社外役員
報酬等の総額 4百万円(基本報酬 4百万円)
対象となる役員の員数 4名

- (注) 1 当社は、平成28年6月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2 賞与には、役員賞与引当金繰入額を含めております。
3 退職慰労金には、役員退職慰労引当金繰入額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、平成28年6月24日開催の第62期定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額(使用人兼務取締役の使用人分を除く。)を年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と、それぞれ決定しております。報酬額は、取締役(監査等委員である者を除く。))については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

なお、平成27年6月23日開催の第61期定時株主総会において監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(全員が監査等委員である取締役)を専属して補助する使用人はおりませんが、監査等委員会の事務局を人事総務グループが担当しサポートいたします。また、取締役会に際しては、資料の事前配付を行うとともに、常勤監査等委員である取締役が重要な案件について事前説明を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であり取締役(監査等委員である者を除く。)7名、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)の体制となっております。

業務執行に関しましては、当社の取締役会は、迅速かつ的確な経営判断を行うために少数の取締役で構成しており、毎月開催する定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会や取締役が中心となって事業計画の立案等を行う経営会議等を通じて重要事項を付議し決定いたしております。また、経営環境の変化に対して迅速な対応をはかるべく執行役員制度を導入いたしております。

監査・監督につきましては、当社は監査等委員4名のうち3名が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役会のほか、経営の重要な会議に出席するなど、取締役の職務執行状況を監査・監督する体制となっております。また、内部監査室を2名体制にて設置しており、当社のみならずグループ各社の監査を積極的に実施しコンプライアンス体制の整備強化に努めております。

なお、会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と連携をとることにより、監査機能を充実させております。

その他顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合に適時指導や助言を受けております。

会計監査の状況につきましては、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、内藤真一氏、只隈洋一氏であり有限責任監査法人トーマツに所属しております。なお、当社に係る継続監査年数については、全員7年以内のため記載を省略しております。また、当社の会計監査業務の補助者は、公認会計士3名、その他7名であります。

また、当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を賠償責任の限度額として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員4名のうち3名が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、議決権を有する監査等委員である取締役が取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行状況の監査・監督機能の強化と、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化をはかることが可能であると判断し、当該体制を採用しております。

社外取締役は、企業法務に精通し、企業経営に高い見識を有する弁護士及び自ら会社経営を行い、企業経営に十分な見識を有する経営・財務コンサルタントにより構成され、独立した客観的な立場から実効性の高い監査・監督を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|-------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は開かれた総会を目指すため、集中日を回避しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|--|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページ内「投資家情報」のページにおいて、当社の経営戦略等について記載しております。また、決算短信及びその他の適時開示情報等を当社ホームページ内「ニュースリリース」のページに遅滞なく掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 専門部署はありませんが、経営企画室がIRに関する業務を担当しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「企業倫理規程」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社は、本社及び南九州支店、並びに関係会社の共栄通信工業株式会社においてISO14001の認証取得を行い、環境に配慮した活動を実施しております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、リスク管理、コンプライアンスの確保を目的とした内部統制システムを構築しており、次の内部統制システムの基本方針をもとに、当社及び子会社から成る企業集団の内部統制システムの整備を行っております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備強化をはかるために企業倫理規程を制定するとともに、内部監査室を設置し、当社のみならずグループ各社の内部監査を積極的に実施することにより、内部統制システムの有効性と妥当性を検証する。人事総務グループにおいては、職務権限規程、業務分掌規程及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査室はその運用状況を定期的に検証する。また、監査等委員は、重要な会議への出席ができるものとし、取締役(監査等委員である者を除く。)、執行役員及びその他の使用人に対してその職務に関する事項の報告を求めるとともに、当社及びグループ各社の業務及び財産の状況を調査することができる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令や文書管理規程を始めとする社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視並びに全社への対応は人事総務グループが行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。また、取引先と信を定期的に見直すとともに、稟議規程その他の社内規程を適宜見直し、必要に応じてリスク管理の観点から規程の制定及び改定を実施し、その運用状況を内部監査室が監視する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、迅速かつ確かな経営判断を行うために少数の取締役で構成し、毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会や取締役が中心となって事業計画の立案等を行う経営会議等を通じて重要事項を付議し決定する。また、経営環境の変化に対して迅速な対応をはかるべく執行役員制度を導入するほか、ITの活用を推進し、取締役へ迅速かつ正確な経営情報の提供を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれ責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育を継続的に実施する。なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会等にて協議することにより、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。また、当社の内部監査室による定期的監査を受け入れ、その報告を受ける。

6. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員である者を除く。)からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を専属して補助する使用人は設置しないが、内部監査室は監査等委員会の補助として、監査等委員会の要望した事項の内部監査を必要に応じて実施し、その結果を監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の事務局は人事総務グループが担当する。なお、内部監査室は、監査等委員会の要望した事項の内部監査については、取締役(監査等委員である者を除く。)の指揮命令を受けず、また、その人事については監査等委員会の同意を必要とする。

7. 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及びグループ各社の取締役、当社及びグループ各社の使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに係る事項等を必要に応じて速やかに報告する。なお、報告の方法については、取締役(監査等委員である者を除く。)と監査等委員会との協議により決定する。また、企業倫理規程において、通報者に不利益が及ばない内部通報制度を整備し、当社及びグループ各社のすべての取締役及び使用人に対し周知徹底をはかる。内部通報があったときは速やかにその事実関係を調査し、その結果を当社取締役により構成される倫理委員会に報告する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、これに応じる。なお、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長及び各取締役(監査等委員である者を除く。)との意見交換を定期的に行う。また、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容についての説明を受けるとともに、意見交換を通じて連携をはかる。なお、監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に監査等委員会の要望した事項の監査を実施させ、その結果についての報告を受ける。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用並びに評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制システムが有効に機能するための体制を構築する。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取り、経済的な利益は供与しないことを基本方針とする。また、組織としての対応方針としては企業倫理規程において明確化するとともに、警察及び弁護士等の外部機関との連携体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

1. 基本方針

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、持続的発展を達成するため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立っており、経営の健全性と透明性を確保する観点から、投資者が投資価値を判断するために必要な会社情報を適時開示することを基本方針としております。この基本方針のもと、会社情報の開示に係る業務の執行に関しましては、適時開示規則及びその他の関係法令、さらには企業倫理規程や内部者取引防止規程などの社内規程に則り、適切に情報開示を行う体制を整えております。

2. 適時開示担当組織

情報取扱責任者
管理本部長
情報取扱担当部門
管理本部人事総務グループ

3. 適時開示手続き

(1) 決定事実に関する情報

「決定事実に関する情報」については、各担当取締役から上程される予定の取締役会付議事項を情報取扱担当部門が事前に入手し、情報取扱責任者へ報告を行います。情報取扱責任者は適時開示の要否の検討を行い、開示が必要な場合は情報取扱担当部門に開示資料の作成を指示するとともに、取締役会の承認を得た後に速やかに開示いたします。

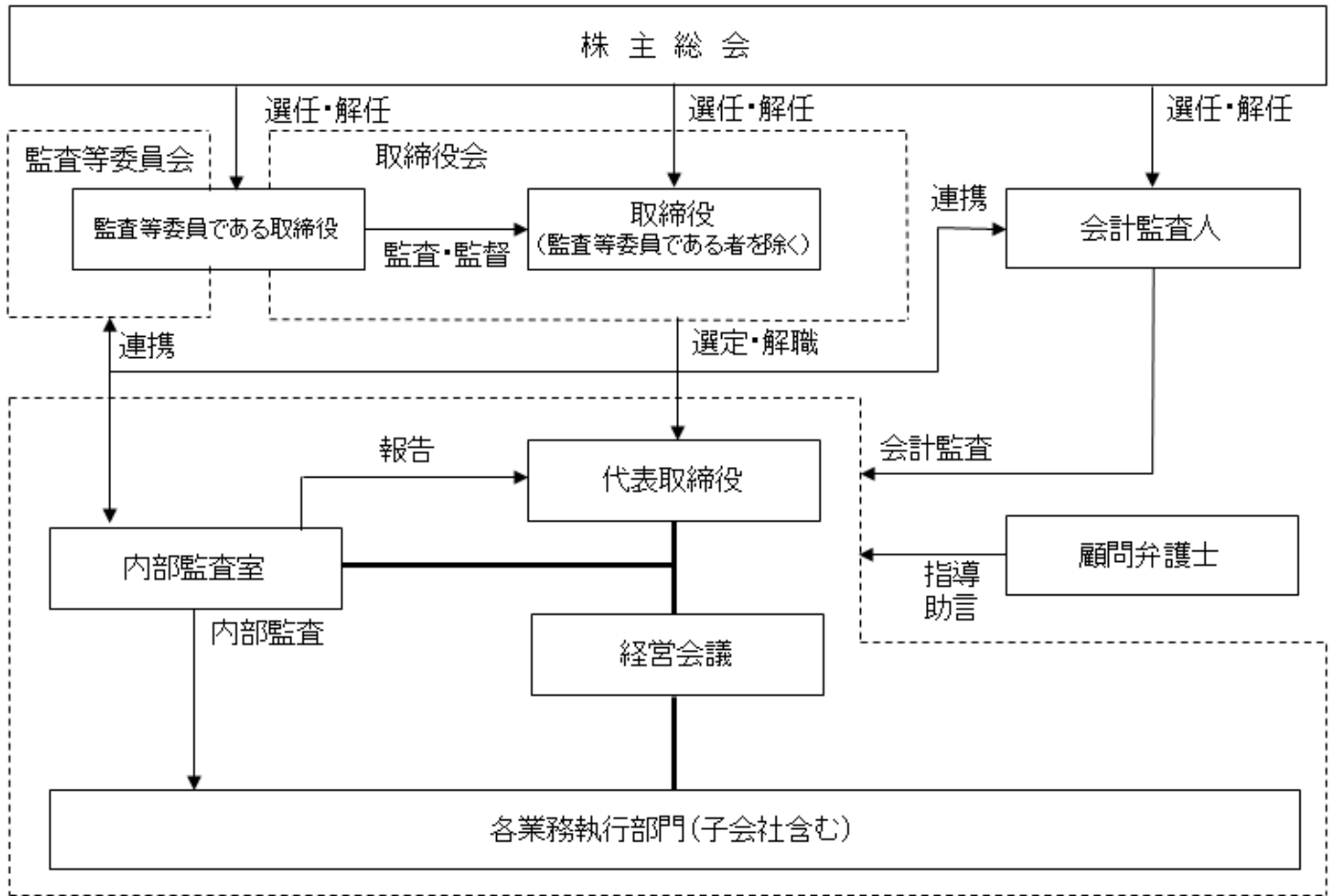
(2) 発生事実に関する情報

「発生事実に関する情報」については、各部門及び関係会社は、重要な事実の発生を認識した場合、速やかに各担当取締役へ報告を行い、各担当取締役は情報取扱責任者へ報告を行います。情報取扱責任者は適時開示の要否の検討を行い、開示が必要な場合は情報取扱担当部門に開示資料の作成を指示するとともに、取締役会の承認を得た後に速やかに開示いたします。なお、迅速性を確保するため、代表取締役社長の承認により適時開示を行う場合は、その後開催される取締役会において報告を行います。

(3) 決算に関する情報

「決算に関する情報」については、管理本部経理グループが各部門及び関係会社から情報を入手し、取りまとめを行い作成後、情報取扱責任者へ提出します。情報取扱責任者は、取締役会の承認を得た後に速やかに開示いたします。

<コーポレート・ガバナンス体制>



<適時開示体制>

<決定事実>

<発生事実>

<決算情報>

